

## ご利用の前に

千葉市少年自然の家は、集団生活や様々な体験活動を通じて、市民に自然の中での学習及び交流の場を提供することを目的とした体験活動施設です。

以下を確認し、当施設の趣旨を十分ご理解の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

- 当施設は、ホテルや民宿等とは異なる、「体験活動施設」です。
- 当施設を利用の際は、団体・家族ごとに標準生活時間に基づいた活動計画を作成し、活動していただきます。
- 少年教育施設として建設されたため、施設内の設備や備品は子どもが利用しやすいように整備されています。

### 1.利用できる人

- (1) 義務教育諸学校
- (2) 少年団体（中学生以下の子の健全育成を目的とし、原則使用者の半数以上が中学生以下の子である団体）
- (3) 家族  
※複数の家族が集ったグループの利用は、「家族」扱いとなります。
- (4) 高校生以上の者で構成される団体
- (5) その他、千葉市が使用を認めたもの

### 2.以下の活動を目的とした利用はできません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) もっぱら営利を目的と認められるとき
- (3) 少年自然の家の施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (4) 反社会的な組織等へ利益となると認められるとき

### 3.以下のような場合は、使用を制限することがあります。

- (1) 少年自然の家設置管理条例及び同管理規則に違反したとき
- (2) 使用の権利を第三者に譲渡または転貸したとき  
例：団体が使用の申請をし、許可のおりた内容を他の団体へ譲渡すること等
- (3) 許可された内容(活動等)を許可なく変更したとき  
例：虚偽の申請、申し込み内容と利用内容が大幅に異なる活動、正当な理由のない利用人数の大幅な減少等
- (4) 公序良俗を乱すおそれのあるとき
- (5) 少年自然の家のスタッフの管理上必要な指示に従わないとき

### 4.活動における注意事項

- (1) 使用できる日数は、最大で4泊5日です。
- (2) 利用計画が整ってからお申し込みください。できるだけ多くの方々に使用していただくため、「とりあえずの予約」や「必要数以上の申請」はご遠慮ください。